平成２８年（フ）第８８５４号
東京都葛飾区四つ木５丁目15―９―302
債務者　田口アルマこと　タグチ　アルマ　サルヘナ
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８５５号
東京都東村山市秋津町４丁目39―５―105
債務者　三好　　隆
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８５８号
東京都江戸川区中葛西６丁目11―11―305　ドーミー葛西５
債務者　河野　安博
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８６２号
東京都足立区西新井本町４丁目３―26―202
債務者　馬場　和宏
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８６６号
東京都渋谷区本町６丁目３―４―207
債務者　前田裕紀恵
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０９号
静岡市葵区唐瀬１丁目４番50―703号
債務者　高瀬　敦子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２８号
沖縄県うるま市字江洲751番地１　太平洋コーポ406
債務者　福地奈津子（旧姓蓮尾）
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１８３号
沖縄県沖縄市高原１丁目６番６―201号　県営高原団地
債務者　田崎　陽子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１１１３号
東京都三鷹市野崎３丁目８番31号第２吉野荘105
債務者　佐藤　信夫
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２０６号
東京都国立市富士見台１丁目54番地の14セジュール国立103
債務者　竹根澤祥子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２１８号
東京都武蔵野市桜堤２丁目12番16号ニューブリッジオオタニ202
債務者　佐藤　春子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５０２号
岡山市北区中原709番地
債務者　鍋谷　佳位
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７８４号
東京都大田区大森東３丁目16―８―103
債務者　大田　　誠
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８５３号
東京都中野区本町４丁目30―16―503
債務者　吉田　広巳
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１０８号
東京都東村山市萩山町２丁目13番地都営萩山２丁目アパート２―503
債務者　木浦　知子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１９０号
東京都八王子市東浅川町914番地１ビル石峯301号
債務者　城所加代子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部